

第7回西和賀町議会定例会

令和2年6月11日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、報告第1号 令和元年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

細井町長。

町長 おはようございます。よろしくお願いたします。

ただいま上程になりました報告第1号 令和元年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

令和2年3月6日に議決いただきました令和元年度西和賀町一般会計補正予算（第4号）及び令和2年5月14日に専決処分の承認をいただきました令和元年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）に係る繰越明許費について、出納閉鎖により繰越額が確定し、令和2年度に繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越明許費における翌年度繰越額の合計額は、議決をいただいた9事業、6億4,920万円から、令和元年度で支出済みとなった3億4,115万8,000円を除いた3億804万2,000円を令

和2年度に繰り越したものであります。

なお、各事業別の繰越額については、繰越計算書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第1号 令和元年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終了しました。

続いて、日程第2、報告第2号 令和元年度西和賀町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました報告第2号 令和元年度西和賀町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について報告いたします。

学校給食調理場整備事業について、令和2年3月末を完了予定として事業を進めてきたところではありますが、令和元年12月の基本実施設計業務の委託契約締結後に建設場所変更をしたことに伴い設計業務に不測の日数を要したため、1,605万8,000円の事故繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第2号 令和元年度西和賀町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての報告を終了しました。

続いて、日程第3、報告第3号 令和元年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました報告第3号 令和元年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費のうち年度内に工事を完了することができず支払い義務が生じなかったものについて、翌年度へ繰り越す額が確定したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

令和元年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。資本的支出、1款1項簡易水道施設統合整備事業において、配水管から各戸へ給水管の更新工事を発注しておりましたが、接続する既設管の搜索に不測の日数を要し、工期内での完成が不可能と判断し、完成期限を延長したことから、令和2年度に繰り越すこととしたものです。翌年度繰越額は、予算計上額の3,742万2,000円から、令和元年度で支出済みとなった976万円を差し引いた2,766万2,000円となります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。

淀川君。

10番 工事を発注されながら、接続する既設管の搜索に日数を要して、工期が延長されたとい

うことの繰越しとありますが、これは発注時点で、接続する既設管というのは明確になった状態で発注をされなかったのか、その辺の状況についてちょっとご説明ください。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、お答えします。

本件については、かなり昔に給水管が布設されたということがあって、こちらに全部の資料があったわけではなく、おおむねここを通っているだろうというふうな予測に基づいて発注した部分もありますので、そういった部分で実際に掘ってみたところ位置が違っていた、あるいは既設管の埋設場所が分からないというような事態が生じたというものであります。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 現在は、この工事はどのような状況になっているのか、その点についてご説明願いたいと思います。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、お答えします。

現在、発注した事業の75%ほど完了しているということです。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第3号 令和元年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終了しました。

続いて、日程第4、議案第1号 西和賀町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町税条例の一部を改正する条例について

提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 それでは、私から改正内容についてご説明させていただきますので、3ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。今回の一部改正は、第1条及び第2条に分けて一部改正を行っております。

まず、第1条関係の第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税を規定したもので、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得した者を対象とするものです。

次に、第33条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を規定したもので、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けたものであります。対象となる町税等は、全ての税目において対象となりますし、適用期間は令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税となります。

次に、5ページをお開き願います。第2条関係の第34条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を規定したもので、文化、芸術、スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合、放棄した金額について寄附金控除の対象となることを規定したものでございます。

次に、第35条関係では、新型コロナウイルス

感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を規定したもので、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するものでございます。

次に、改め文の2ページをお開き願います。附則に施行日を規定しております。第1条の規定は条例の公布の日からとなりますが、第2条の規定については令和3年1月1日からの施行となります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから表決に入ります。

議案第1号 西和賀町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第2号 西和賀町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、マイナンバー法に基づき規定している関係条例を改正しようとする

ものであります。

5 ページ、新旧対照表を御覧ください。国から郵送されているマイナンバー通知カードが法改正により令和2年5月25日で廃止されたことに伴い、別表第1中、手数料を徴収する事務の13、番号利用法第7条第1項に規定する通知カードの再交付を削り、14、身分に関する証明書の交付以降の番号をそれぞれ繰り上げるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 これから表決に入ります。

議案第2号 西和賀町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第3号 西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和2年8月1日から岩手県の医療費助成事業における窓口負担の現物給付の対象が12歳から15歳に拡大されることに伴い、西和賀町においても子育て支援対策を充実させる目的から、関係する条例を改正しようとするものであります。

新旧対照表を御覧ください。第2条第1号及び第10条第3項に規定されている子供の現物給付の対象年齢をこれまでの12歳から15歳に拡大するものです。

第5条第1項の給付の額では、岩手県の医療費助成の子供の対象年齢が12歳までとなっており、医療費助成を受けられる受給者から町の医療費助成の子供の対象年齢13歳から15歳までの子供を除く規定を新たに加えるものです。

次に、附則についてであります。改め文を御覧ください。附則第1項に施行日を令和2年8月1日とし、附則第2項に経過措置として、この条例の施行日前の受療の取扱いは改正前の条例の取扱いによると定めております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 現物給付の年齢拡大は分かりましたが、県で実施している医療費助成のレベルというのはどのレベルなのでしょう。西和賀町と同等の医療費の助成になっているのですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ただいま医療費助成についての県のレベルと町のレベルについてのご質問についてお答えいたします。

医療費助成につきまして、子供につきましては、県のほうでは未就学児と、それから小学生の入院までが医療費の対象となっております。町では、未就学児、ゼロ歳から高校生までが対象となっております。

また、重度心身障害者、ひとり親家庭、妊産婦につきましては、町と、それから県の助成対象はまず同等になっておりましたので。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第3号 西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第4号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、会計年度開始後間もないことから、事務事業の執行に向けた準備をしたところ、調整が必要なもの及び新型コロナウイルスの全国的かつ急速な感染拡大を受け、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金が創設されたことに伴う関係予算の調整をしようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ4億3,223万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億2,900万7,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、継続費については、第2表、継続費のとおり、学校給食調理場整備事業として、総額8億9,615万4,000円の継続費を設定するものです。

第3条、債務負担行為の補正については、第3表、債務負担行為補正のとおり、1事業で限度額を1,500万9,000円とするものです。

第4条、地方債の補正については、第4表、地方債補正のとおり、学校給食調理場整備事業費として1億4,810万円を追加し、町道鍵沢線防雪柵設置事業ほか1事業については、事業費の増に伴い、それぞれ借入れ限度額を増額するものです。

主な補正の内容は、ふるさとを遠くで見守る応援事業1,000万円、指定管理施設運営支援事業1,051万7,000円、商工振興費臨時事業1,259万9,000円、西和賀町持続化給付金給付事業1,854万3,000円、道路除雪車両管理費1,900万円、町道鍵沢線防雪柵設置事業2,524万円、橋梁改修事業1,600万円、学校給食調理場整備事業1億9,994万4,000円等を増額するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

初めに、予算全体になりますが、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、8節旅費の調整については、除雪運転手、スクールバス運転手や作業員など、労務職に従事する会計年度任用職員に要する給料等の予算科目の組替えになりま

す。

それでは、歳出から説明いたします。12ページからになります。2款1項5目財産管理費、基金造成事業、24節積立金、医師養成対策基金積立金944万9,000円の増額は、医師養成修学資金貸付金の償還があったことから、基金に積立しようとするものです。

13ページになります。6目企画費、西和賀町拡大コミュニティ及びふるさと交流事業、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費の合計250万6,000円の増額は、協働のまちづくり推進のため配置した特命主幹、集落支援員に係る費用を増額しようとするものです。若者単身者用住宅建設事業、12節委託料350万円の増額は、建設を予定している住宅への進入路整備に係る測量設計業務を委託しようとするものです。ふるさとを遠くで見守る応援事業、12節委託料1,000万円の増額は、感染症拡大による影響で町内商品の売上げが減少している事業者が多いことから、往来を自粛している首都圏等県外在住出身者に対し町内商品の詰め合わせを発送し、町内事業者の売上げ向上と併せて交流関係を維持するための業務について委託しようとするものです。

14ページをお開きください。感染拡大防止に備えた地域づくり促進事業、12節委託料220万円の増額は、今後の感染症拡大に備え、日々の暮らしや感染症対策について、幅広く住民の意見を聞き、今後の行動につなげるため、町内各地区において懇談会、ワークショップ形式の懇談会を開催するための業務を委託しようとするものです。指定管理施設運営支援事業、18節負担金補助及び交付金1,051万7,000円の増額は、感染症拡大の影響により利用料金収入が減少した指定管理施設の管理者に対し、施設維持管理及び運営継続のための支援金を給付しようとするものです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料219万4,000円の増額は、戸籍法の一部を改正する法律が施行となることから、法律改正に対

応するため、住民情報システムの改修に係る業務委託料を補正しようとするものです。

次に、18ページをお開きください。6款1項3目農業振興費、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業、18節負担金補助及び交付金728万2,000円の増額は、今後地域農業の中心となる経営体の育成に要する経費に対し支援しようとするものです。6次産業推進事業、7節報償費から17節備品購入費の合計360万9,000円の増額は、産業間連携組織立ち上げに伴う事業展開及び町内農産物の販売に取り組むための経費を補正しようとするものです。

19ページになります。4目畜産業費、畜産振興事業、18節負担金補助及び交付金350万円の増額は、感染症拡大の影響により牛の販売価格が下落していることから、畜産農家の経営を支援するため、家畜導入経費を助成しようとするものです。

5目農地費、農地・農業用施設維持管理費500万円の増額は、農道等の修繕として100万円、野々宿地区横断水路改修工事費として400万円を見込むものです。県営経営体育成基盤整備事業861万6,000円の増額は、高度経営体集積向上率に応じ県から交付される補助金を歳出として見込むものです。

20ページをお開きください。2項2目林業振興費、林業振興事業、18節負担金補助及び交付金150万円の増額は、感染症拡大の影響により木材価格が低迷していることから、販売可能な木材の生産強化を図るために必要な機器購入に係る費用を助成しようとするものです。

21ページになります。7款1項1目商工総務費、商工総務事務費、1節報酬から8節旅費までの合計183万9,000円の増額は、中小事業者等に対する支援施策の事務補助を行う会計年度任用職員を1名任用しようとするものです。

2目商工振興費、商工振興費臨時事業、12節委託料950万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応宿泊飲食店等応援券発行業務委託

料になります。感染症拡大により経営に影響が生じている宿泊業、飲食店、タクシー業の利用向上を図るため、応援券発行に係る事務を委託しようとするものです。18節負担金補助及び交付金300万円の増額は、新ビジネスチャレンジ事業費補助金として、商品開発等に取り組む事業者に対し補助しようとするものです。新型コロナウイルス緊急資金利子補給事業、18節負担金補助及び交付金240万円の増額は、岩手県が実施する特別融資に係る利子補給をしようとするものです。西和賀町持続化給付金給付事業、18節負担金補助及び交付金1,854万3,000円の増額は、国の持続化給付金事業と連動して、追加給付と国の給付対象外の者に対し救済給付を行おうとするものです。

22ページをお開きください。8款2項2目道路維持費、町道舗装補修事業359万9,000円は、町道の補修に要する経費を増額しようとするものです。

23ページになります。3目道路除雪費、道路除雪車両管理費1,900万円は、除雪車両の車検整備に係る費用を増額しようとするものです。町道鍵沢線防雪柵設置事業2,524万円は、国費等を活用して行う町道鍵沢線防雪柵設置工事について、内示額に合わせ事業費を増額しようとするものです。

5目橋りょう費、橋梁改修事業1,600万円は、国費等を活用して行う橋梁改修事業について、内示額に合わせて事業費を増額しようとするものです。

次に、28ページをお開きください。10款4項6目文化創造館費、文化創造館維持管理費363万円の増額は、銀河ホールの屋根の雨漏り修繕を行おうとするものです。

次に、30ページをお開きください。5項2目体育施設費、志賀来スキー場維持管理費714万7,000円の増額は、クロスカントリーコース照明のLED化と併せてキュービクル式受電設備の更新工事をしようとするものです。

32ページをお開きください。3目学校給食費、学校給食調理場整備事業1億9,994万4,000円の増額は、総合給食センター建設に係る建設工事管理業務委託料として734万円、造成及び建設に係る工事請負費として1億9,260万4,000円を増額しようとするものです。

次に、歳入になります。10ページを御覧ください。16款2項1目総務費国庫補助金7,223万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,003万6,000円と、住民情報システム改修費219万4,000円になります。

4目土木費国庫補助金2,438万4,000円の増額は、橋梁改修事業費及び町道鍵沢線防雪柵設置事業費に係る社会資本整備総合交付金の内示額確定に伴う補正になります。

17款2項4目農林水産業費県補助金1,481万1,000円の増額は、それぞれ県補助金の内示額確定に伴う補正になります。

20款1項1目基金繰入金4,327万円は、まちづくり振興基金から国庫補助金への財源振替に伴い73万円の減額、また教育施設整備基金は学校給食調理場整備事業の財源として4,400万円を見込むものです。

21款1項1目繰越金1億311万9,000円は、6月補正予算の財源として繰越金を充てるものです。

22款3項6目衛生費貸付金元利収入944万9,000円は、医師養成修学資金貸付金の償還に伴う補正になります。

11ページになります。4項1目雑入6万8,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大により小中学校が臨時休校した際、既に給食用として購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費に対する補助金の補正になります。

23款1項3目土木債1,680万円は、国の交付金内示に合わせて調整したものです。

5目教育債1億4,810万円は、学校給食調理場整備事業の財源として地方債を見込むものです。それでは、戻っていただいて、5ページをお

開きください。第2表、継続費でございますが、10款5項保健体育費に学校給食調理場整備事業の継続費を設定しようとするものです。事業費の総額は8億9,615万4,000円、年割額は今年度が1億9,994万4,000円、令和3年度が6億9,621万円と設定し、建設工事を進めようとするものです。

次に、6ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正は、1事業の追加になります。岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金融資に伴う利子補給事業ですが、期間を令和2年度から令和12年度までとし、限度額を1,500万9,000円とするものです。

次に、7ページの第4表、地方債補正です。初めに、追加ですが、こちらは学校給食調理場整備事業費に充てるため、合併特例事業債1億4,810万円を追加するものです。次に、変更は町道鍵沢線防雪柵設置事業費及び橋梁改修事業費の国交付金の内示に伴い限度額を調整するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 ちょっと質問したい事項が多くて、質問するのも大変ですが、回数制限もありますので、重要だと思われるところについて絞って質問させていただきますと思います。

また、先日全員協議会で渡されたコロナウイルスの地方交付金の資料でちょっと質問させていただきたいというふうに思いますが、まず初めに指定管理施設運営支援事業についてであります。5施設について、補助金は1,000万、委託料が1,000万円ということですが、この5施設分の補助金の内訳の金額と、委託料については管理料の財源充当ということであり

ますが、ちょっとそのことが理解できないので、その辺についてのご説明をいただきたいと思っております。

それと、西和賀町持続化給付金給付事業についてであります。昨日の一般質問の答弁の中で説明をされておりましたが、今まで国の基準よりも条件を下げ、最大30万までの給付ということでご説明をいただきましたが、この補正予算上の1,854万3,000円ということで金額が出ておりますが、何事業所の見込みということでしょうか。こういう予算を立てているのかということをお聞きしたいと思います。

また、ふるさとを遠くで見守る応援事業であります。これは首都圏等県外の在住者の出身者2,800人に対して、地域の産品、そういったものを詰め合わせで発送するということですが、これは委託料1,000万ということで、これは2,800人に詰め合わせを送ろうとしているのか、その人数と、おおむね1人当たりどのような金額の詰め合わせを見込んでいるのか、そして発送の時期についてもお聞きしたいと思います。

それと、ちょっとほかに聞きたいこともあるのですが、多くなるので、歳出の最後の32ページの給食センターの工事についてということですが、給食センターの建設に向けた今後の全体的な予定についてもお知らせをいただきたいと思っております。

議長 企画課長。

企画課長 では、私のほうからは指定管理施設運営支援事業についてご説明をさせていただきます。

指定管理施設運営支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって利用料金が減少してございます。その指定管理者に対して、今後運営継続できるような支援金を給付したいというふうに考えておるものでございます。考え方としましては、前年、前月同比でおおむね30%以上減っているところについ

ては5分の4ということで、約8割を支援したいなというふうに考えてございますし、期間につきましては4月から6月、一番影響が大きかった時期3か月間を考えてございます。

施設でございますけれども、ほっとゆだ、砂ゆっこ、穴ゆっこ、沢内バーデン、湯本温泉プール、この5施設が利用料金制ということでなっておりますので、そちらの予算の要求の概要でございますけれども、年間の利用料金の収入予定額がございますので、そちらを一応12か月で割って、その割った中で1か月当たりを出しました。そのうちまず最大9割ぐらいはもう落ちているかもしれないということで、9割減ったという算定の下に、その8割を助成したいという考え方で計算をさせてもらってございます。

具体的に施設ごとにですか。施設ごとに9割の試算でございますけれども、ほっとゆだですと、支援金として3か月分で189万9,000円程度を、9割減った場合という試算でございますけれども。砂ゆっこでは273万6,000円、穴ゆっこで45万円、沢内バーデンで530万1,000円、湯本温泉プールで12万9,000円、ちょっと端数で1,000円合わないかもしれませんが、まずおおむねこのような形で考えてございます。

あと指定管理料の財源充当の件でございますけれども、今回6月補正の中身では、予算計上は、これはしてございません。国に出す計画の中身として議員の皆さんにお出しした資料の中には、委託料として1,000万ほど計画にのせさせてもらってございます。こちらについては、実際コロナウイルスが感染蔓延しまして、指定管理施設にお客さんが来ない状態、ほとんどからの状態においても、その後運営がすぐできるような体制を取るために管理はしてもらってございました。そういった部分について一般財源でお金を出しているわけですが、そういった部分を臨時交付金を活用した中で、財源を振り替えた中でやっていければというような

計画を国のほうに出しているということで、今回の補正予算のほうの中身にはのっておらない状況でございます。

以上でございます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからは西和賀町版の持続化給付金について、その予算額の積算についてということだと思います。これにつきましては、昨年度の、今年の2月、3月ではあるのですが、確定申告で、町内で申告された方々というのは256事業者でございます。そのうち法人が経済センサスによりますと339事業者のうち104事業者というふうになっておりまして、それ以外の235事業者が個人というふうになります。法人は30万円、個人は最大20万円といったことでございます。

影響の度合いが4月と5月、それぞれ商工会上で調査をしていただいておりますので、その報告によりますと、どちらもほぼ3割ぐらいの方々が30%以上の影響があるというふうにお答えいただいておりますので、そういった部分を含めまして、30%の割合の中で計算をしたところ1,854万3,000円であったということでございます。状況によって、これは流動的に対応させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからはふるさとを遠くで見守る応援事業についてお答えしたいと思います。

対象の人数だったのでございますけれども、現在ちょっと名簿のほうを確認して、新たに追加した部分を含めると、町外の人数で2,900人ということになりますので、まずそこを対象にというふうには考えておるところです。あと金額的には、1人まず2,000円ほどというふうに考えております。また、時期につきましても、迅速に対応したいので、まず補正を可決というか、認めていただきましたならば即進めたいというふうに

思っております。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから総合給食センターの今後のスケジュールについて説明させていただきます。

6月補正議会後になりますけれども、この後造成工事につきましては、7月入札で、8月から工事の実施を予定しているところです。建設工事につきましては、8月に入札を予定しております。9月議会において工事の議決、契約議決をお願いしたいと思っております。工事实施は、11月から建設工事に入りまして、完成は来年度8月を見込んでおります。そして、実際に調理等の試験的なことをしまして、9月頃から開始を見込んでいるという状況でした。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 ありがとうございます。おおむね理解をしたわけですが、指定管理施設の運営支援事業ということで、5施設に対して、売上げの減少分の8割まで補填するというご説明を今いただきましたが、この5施設、ほとんど三セクが指定管理をされているということであるというふうに思います。沢内バーデンに関しては530万の補助ということになります。

そして、民間の業者あるいは法人、個人には上限30万あるいは20万ということで、これも売上げの減少に対する補助ということだというふうに思いますが、持続化給付金を町独自でやるということだというふうに思いますが、どちらもコロナウイルスによる影響を受けて売上げが下がったということの経済的な支援だというふうに思いますが、片や三セクにおいては多額の金額がこの交付金事業により補助されると。民間には、先ほども言いましたが、30万、20万ということで上限が決められているということですが、これは少し、コロナウイルスに関わる経済対策としては、ちょっと考え方、売上

補填をするということの考え方に偏りがあるというふうな感じがしますが、その点の整合性についてちょっとお聞きしたいと思います。

それと、給食センターであります。さきの全員協議会等で私も質問させていただきましたが、建設工事の発注については、分割発注になるか一括発注になるかということでご質問をさせていただきました。そのときの担当課の答弁では、一括発注であると。建築工事、そして厨房設備工事、造成工事の3件に分けた入札だということでお聞きをいたしました。

その点について改めてご質問しますが、給食センターの建設場所のすぐ近くに今消防署の建設工事が行われて、6月で多分工期ということで完成になるかというふうに思いますが、全体の建築費も大体10億ぐらいということで、場所も予算的にも似通ったそういう施設であります。消防署の発注は建築の躯体工事と通信と機械設備の3件に分けた発注になっていたというふうに私は理解をしております。今回同様な金額、あるいは同様な場所で発注するに当たって、なぜ担当課としては一括発注にこだわるのか。

また、法令上も国では官公需法ということで、中小企業の受注の確保に関する法律ということで、なるべく中小企業に受注をしていただくように分割発注をするのだということで法律で決められております。また、その中では、第8条の中には、地方公共団体の施策として、国の施策に準じて必要な施策を講ずるのだということで決められております。また、町の指名競争入札参加資格者の指名に関する規程の中でも極力町内業者のうちから指名をするよう配慮することということになっておりますが、今回まだ入札を行われていないわけですが、そういうような考え方で発注する合理的な明確な理由についてお伺いしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 私は、最初のほうの質問についてお答

えしたいと思います。

まず、三セク関係と、あと民間との違いという部分でございましたけれども、私どものほうで把握しているのは、三セクの場合はどうしても国からの支援というのは制限されておりました、そういった部分への対応というのはやっぱり町のほうでしていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。持続化交付金につきましては、国のほうでは、法人については200万、小規模なところには100万というような形で国の支援もございますけれども、そういった部分もあります。ただ、三セクについてはいろいろと制限がございますので、そういった部分を町単独でと、臨時交付金を活用した中でという考え方でございます。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから給食センターについて説明させていただきます。

今回の西和賀町総合給食センターの建設工事についてですけれども、5ページの第2表、継続費設定にあるとおり、令和2年度において1億9,994万4,000円、令和3年度で6億9,621万円と、総額で8億9,615万4,000円の工事費を見込んでおります。多額な工事費となります。この規模の給食センターの建設の場合ですけれども、設計者等に助言をいただきながら協議をしましたけれども、工事コスト、管理面、厨房機器の維持管理、メンテナンス等を考慮すれば、造成工事、建設工事、厨房機器設置工事での発注が一番妥当であると判断して、先日の全員協議会で説明をさせていただいたところです。学務課としても、いろいろと経費縮減等を考慮しての判断であったことをご理解願いたいと思います。

しかしながら、今の経済状況という部分も踏まえながら、当然経費縮減というところはありませんけれども、経済部門というか、そちらの部分を考慮しなければならないということもありますので、建設工事については建築、電気、機

械工事に分離しての発注を検討したいと思っております。

ただし、概算としては工事費で1,000万円程度の増額が見込まれますし、工期についても若干の延長はなるのかなと考えているところです。当初担当課として全員協議会のほうで説明させていただいたのは、工事の一括発注により建築、電気、機械部門の連携がなされて、管理面において、そして工期等においても効率化にメリットがあると判断した部分、あと工事費のコスト縮減につながるということでの判断であったということは分かっていたいただきたいと思っております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 指定管理者施設の運営支援ということについては、課長からも国からの支援がないということだというご答弁をいただきました。確かにそれはそうだというふうに思いますが、少しやはり指定管理者も今の状況では、三セクであっても厳しいということも理解しておりますが、民間の事業所もかなり厳しいということでもありますので、やはり民間の事業者に対してはさらなる支援を行政のほうで考えていただければなというふうに思います。

給食センターについてであります。課長からいろいろなメリットの中で一括発注を考えていたが、少し経費は高くなるけれども、分割発注したいということでお話をいただきました。給食センター以外も今年度1億程度のそういう発注工事もあるかというふうに思いますので、町長にはちょっと提案をしたいわけですが、コロナウイルス感染症の中での経済対策ということで、入札方式についても少し今までよりも地元発注という点に配慮していただいて、特別発注方式という形で私はいいかと思います。そういう形で発注していただければなというふうに思いますが、その点は町長はどのようにお考えですか。

議長 細井町長。

町長 ただいま現在抱えている、予定している事業についての発注法について議員さんからのご意見だったというふうに思います。

原則的に議員さんのおっしゃる意向を受け止めて発注していきたいというふうに考えております。担当課それぞれ予定額に応じて原則論がありますので、それに依じてこういう形がいいのではないかとこの考え方に立ちますし、それは当然だと思います。我々は、地域の経済環境とか社会状況、いろいろ全て含めた中でどういう執行がいいのかということ協議して、最終的に決めていきます。地域のやっぱり技術力、あるいは経済効果を最大限に引き出すことを前提に協議して執行してまいりたいというふうに考えています。

議長 審議の途中ではありますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

なお、今回コロナ対策等の関係の内容がかなり盛りだくさんに入っていますので、3回という制限は行わないで実施しますので、やりますので、思う存分質疑ください。

午前11時04分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長 休憩を解き審議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

高橋宏君。

8番 私からも4点ほどあります。ページに従って質問したいと思います。

まず最初に、13ページの若者単身者用住宅建設事業の進入路測量設計業務委託料、この進入路について、将来町道認定をし、町の除雪まで考えての計画なのかということが1点。

続いて、19ページ、家畜導入事業費補助金、これについては先月の臨時議会でも私のほうで要望した点ではありますけれども、私が要望いたしましたのは、一番影響を受けているのは肥育農家であると。ただし、肥育農家は町内で2件しかないという状態なので、肥育農家も、そ

して繁殖農家にとってもということで、肥育農家が町内の牛を導入する場合に補助を出すと、そういう手だてをしてもらえば、市場というのは2人以上欲しい方がいれば値段が上がってくるということですので、肥育農家には購入費の補助で、繁殖農家にとっては少しでも金額が上がるという方法がいいのではないかとこの思いで質問したのですけれども、現在ご承知のように子牛の値段は下がっております。ということは、逆に繁殖農家にとっては導入しやすいような条件が整っているという面もありますので、補助事業にこのような形になった経緯といえますか、真意についてお伺いいたします。

21ページの新ビジネスチャレンジ事業費補助金、これは商品開発ということだと思います。たしかそういうのだと思ったのですけれども。商品開発にも補助が出るというような説明を全員協議会でも受けたのですけれども、今新しい商品を開発した場合、品質表示というのを必ずつけなければいけないということで、必ず保健所でしょうか、検査をしなければいけないというような状況があります。その検査料が一律1万円以上かかるということで、そういうことへの補助も考えられるのかということが1点です。

4点目は、私からも給食センターの造成事業についてなのですが、総合給食センター建設に当たり、建設場所、二転三転いたしました。最初はほぼ今の場所ということだったので、その場所から一度ほかの場所に移ると。そのときの理由として、消防署ができて、かさ上げをしなければいけないと。その造成工事が非常に費用がかかるので、別な場所にしたというような経緯があったと思います。今消防署がほぼ完成して、聞くところによりますと、残土といいますか、その処理について農業振興課のほうに問合せがあったというふうに聞いております。そのような残土を利用してこの造成工事に向けるというような考えがないのか、その4点についてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、若者単身住宅の進入路についてお答えしたいと思います。

まず、住宅の管理用道路というような部分でございまして、いずれ住宅に接する道路というものの必要性としては、やっぱり火災などへの対応ですとか、あとはそういう災害の部分について接していて、入り口と出口が両方あるということが必要であるというふうに捉えております。そのような観点からも、道路については、車も通りますし、除雪車も通るような形で考えてございまして、そのような耐久性の高い道路である必要性もあるのだろうというふうに思っております。

そして、町道の認定が必要かどうかという部分につきましては、まずこれらの例えば消防関係とか、あと除雪関係の面から、認定の必要性があるのであれば、そのような確認をして進めたいというふうに思っております。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、私のほうから家畜導入事業の1頭当たり5万円の交付ということになった経緯についてご説明いたします。

肥育について、牛マルキンという事業がありますので、経営の減額が肥育が一番分かりやすいということで、あの当時一番肥育経営について厳しくなっているという形で臨時議会のときに表現したわけですが、肥育だけではなく子牛の市場も同じように1月から4月までずっと下がりがり放しということで、前年に比べて20万ぐらい下がっているということでございました。

その中で、農協さんとかとお話をした際に、いい牛についてはそれなりの値段で販売できているというようなこともありましたので、コロナウイルスの影響がどのように推移していくかはまだ分かりませんでしたので、取りあえず肥育についても子牛生産あるいは乳牛生産につい

てもいい牛を育てていただいて、意欲を持って経営していただくということで、全頭一律5万円の補助という形にしたということでございます。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうから新ビジネスチャレンジ事業についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

新ビジネスチャレンジ事業につきましては、議員さんおっしゃるとおり新商品の開発、新製品であるとか、新技術であるとか、新たなビジネスモデルの開発に携わるといいますでしょうか、つくり上げるといった研究開発事業といったものでございますが、これについては100万円の上限額を設けて行うものとしておりますし、また販売促進事業としても、マーケット調査等々をやられる場合には50万の上限、また知的財産権の取得事業としては25万円の上限の中で行うこととして、3つございます。研究開発事業につきましては、今回の新型コロナウイルスの感染症予防の中で新生活様式といったものが考えられておりますので、そういったものを扱う場合にも十分対応ができるものだろうというふうに考えております。

議員さんのご質問は、手数料等について、かかる経費についてはいかがかというお話でございます。補助対象経費につきましては、かなり大幅にいろんなものが見込まれております。ただ、一部食料費であるとか、そういったものは省きまして、対応はできるものであろうというふうに考えておるところでございます。

中身がいろいろございますので、そういった方々については、当課において事前にしっかり相談をさせていただきながら対応させていただきたいというふうに考えております。

議長 学務課長。

学務課長 給食センターの造成について説明をさせていただきますと思います。

造成につきましてですけれども、現在建設する場所につきましては、一旦黒土を30センチほど取ってから砂利を入れるということになります。その砂利につきましては、県の河川改修事業で出た砂利を使わせていただけるということになっていまして、そちらを使うということで、若干ではありますが、経費のほうも抑えることができたのかなと思っています。ですので、消防署から出た土の活用ということは、今のところ考えていないところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 住宅の進入路についてなのですけれども、将来災害のときの被害のためというような話は当然とは思いますが、若者住宅建設の隣にはまちなか交流館がありまして、その除雪もたしか管理というか、維持運営の中で見て、毎年除雪しているはずですよ。将来町道除雪ということになりますと、毎年冬になりますと、除雪員の確保とか、路線の見直しとかという話が出てきます。今ある路線の維持も大変というような状況ですので、まちなか交流館の維持とか、その延長線上でできるのであれば、そういうことも一部考えの中に入れてほしいなと思います。

家畜導入については、課長が言われたとおり、確かに優良牛については一部値段は下がっております。ほかの規模拡大する場合は、さらにいろんな条件があるのですけれども、さらに上乘せ、24万の補助等ということがありまして、本当に雌の一部だけにとってはまだまだ下がらないという点がありますので、そういう点ではまず理解いたします。

新商品についてはそのとおりです。

給食センターについては、先ほど言いましたように、消防署で、そこから出た残土というようなことでしたので、使えるのであればほかの用途でも使っていただきたいなと思いますけれども、要望といいますか、そのような現状を少

し精査しながら計画を進めていただきたいと思います。

以上です。答弁がなければいいです。

議長 早川久衛君。

9番 2点ほどお伺いをします。

第1点目、21ページの委託料の950万の内容をお聞きしたいと思います。

それから、2点目、先ほど来給食センターの話はずっと8番さん、10番さんがやっていますけれども、私が一番心配するのは、学務課長が9億近い、今年と来年にかけての仕事をやるというのは、そんなに余裕があるのですか。その状況がどうなっているかという2点をお聞きします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいま議員さんからのご質問につきましては、21ページの新型コロナウイルス感染症対応宿泊飲食店等応援券発行業務委託料の950万の内訳についてということだと思います。まず、950万のうち750万、総額発行額が1,500万のチケットになりますので、その半分の750万についてはプレミアム部分ということになります。

それから、残りの金額につきましては事務委託経費、事務費ということになりますけれども、その多くが、換金に係る手数料がまず信金さん等にやっただけですけれども、その手数料の部分であるとか、取扱いの手数料であるとか換金手数料、もしくは各取扱店さんにお渡しするときの振込の手数料の関係になります。

また、ポスターですとか、チラシですとか、商品券の印刷経費もございまして、あとは事務費として増大する部分については、臨時的な方々も雇用されるというようなお話も聞いておりますので、そういった部分について、経費として積算させていただいたところということになります。

以上でございます。

議長 学務課長。

学務課長 お答えさせていただきます。

学校教育をはじめ、いろいろと課題山積ではありますけれども、施設よいものをつくれるように努力していきたいと思っております。

私のほうから以上です。

議長 早川久衛君。

9番 プレミアム商品券のことだと思いますけれども、これは7月から今年いっぱい、12月までぐらいの町内の消費動向を調べての950万なり1,500万というプレミアム発行がなっているのかというのが第1点目。実は今日新聞を見れば、秋田では全県という、全県であればかなり使い道はあるわけけれども、西和賀で何千万という消費が果たして可能なのかちょっと心配なので、お聞きをします。

それから、学務課長さんにお伺いしますけれども、本来の学務課長さんというのはそんなに仕事ないですから、9億近い仕事をやってのけられるのですか。どちらかでおろそかになるのではないかと私は心配しているのだけれども、それが全くないとなれば不思議な話です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 消費動向の確認等についてどうだったかということでございます。過去におきまして、本町においてはプレミアム商品券ということで商工会さんにやっていただいた事業もございまして、それが今まで4回ほどございます。全てにおいてアンケート調査を行いながら、実績等を判断させていただいております。

プレミアム商品券につきましては、ほとんどの業種で利用が可能なわけでございますけれども、その多く、7割方小売店、小売業者で利用されているという実績がございまして、今回業種を指定させていただいて使わせていただいたということについては、昨日もちょっとお話ししましたけれども、アンケート調査の中では大幅な減収が見込まれているという状態である宿泊業であるとか飲食店等について特化をさせていただいたところでございます。

発行総額1,500万が町内で流通できるのかという問題は確かにあるかと思えますけれども、減収の状況は、これから額などについてはさらに状況が分かってくることでございますが、観光協会の調査でございますけれども、この3月、4月、5月、特に3月、4月につきましては宴会の関係が全く利用できていなかったというお話と、あとはゴールデンウィークも含めまして、大幅に宿泊客が減っているという状況を含めまして、町内で何とか町民の皆さんのお力をお借りしながら支えさせていただければという思いの中で1,500万という額を設定させていただいたところでございます。

また、秋田県のお話も若干出ましたけれども、岩手県におきましても県内の宿泊者のクーポン券ですか、こういったものが2,000円使えるようなもので出るというお話も聞いておりますし、さらに第2次補正が明日参院の中で通るというお話も聞いております。そういった中で、第2次補正の中で改めてまた町内の経済対策については考えていかせていただければというふうに考えておるところでございます。

議長 学務課長。

学務課長 お答えさせていただきます。

学務課は私一人ではありませんので、課員と力を合わせて当たっていきたくと思っています。

そして、事業費が多い事業ではありますけれども、ほかの事業にも影響出ないように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 早川久衛君。

9番 しつこいようですけれども、一般的に世の中、1億の金を動かすのに1人かかるのですよ。これは何の業種でも大体、建設業でも、何の業種でも、事業量の内容からすれば1億の金は1人で動かすということですから、教育委員会に何人いるのか分からないけれども、俺は本来の学務課長としての影響がなければなと思っての質問だったわけですけれども、そこだけは

十分気をつけてひとつ頑張ってください。

議長 刈田敏君。

1番 6次産業推進事業ということで、具体的にやっぱり現時点で目指すものはどういうものをこれで目指そうと思っているのかということ。

それから、観光資源整備事業ですけれども、この名前はすごいのですけれども、あやめ公園が現在どういう状況になっていて、やっぱり西和賀町全体としてどういう位置づけになって、ここにそういう予算を投入することになったのかということ。

それから、感染拡大防止に備えた地域づくり事業というのは、目的としてはどういうことで進めようとしているのか、その辺をお伺いします。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それではまず、私のほうから1つ目の質問に答えさせていただきたいと思えます。

3月議会のほうでも申し上げましたけれども、生産から加工、販売、サービス業まで、これをいかに連携させるのかということがまず課題となっております。

さらに加えて言えばということですが、6次産業の柱として考えているのは、町内の農産物を町内で消費、流通させるということの取組を具体的に進めるといった考え方から今回の補正予算で計上させていただいたわけですが、その具体的な取組として、7月17日から9月13日までの間ですけれども、ちょっと個別のお店の名前を申し上げて恐縮なのですが、スーパーオセンさんにおいて、特設コーナーを設けて、そこに町内の野菜を集めて販売をしてみたいということを社会実験としてやってみたいということで、関係の予算を計上させていただいております。

昨年から各事業所の調査をしております、やはり町内の農産物をどこで買えるのかといった情報がない、そういった声がありましたので、

であれば、たくさんお客さんが来るオセンさんにおいてこれが実現可能かどうかということを取り組んでみたいということで、今回取り組むものということになっております。

その結果につきましては、しっかりと総括をした上で、次年度以降継続が可能かどうか、そういったことまで皆さんのほうに結果を返していきたいということで取組をしたいと考えております。

以上でございます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいま議員さんのご質問は、22ページの観光資源環境整備事業のお話ということになるかと思えます。あやめ園につきましては、川尻総合公園の開発事業の中で、水生植物園というのが正式な名称なわけですが、その位置づけの中で開発されたものでございまして、現在は愛称が錦秋湖大滝という、ライトアップ事業も今年も行う予定になっておりますが、そのこの一帯として観光誘客が図れる施設であろうというふうに我々のほうは考えておるといったところでございます。

予算につきましては、今回500万を超えるような状況ではございますが、これは報酬から給与への振替の部分といったことになりまして、その差額分について増額を求めたいというようなことでございます。

これにつきましては、今年度新型コロナウイルスの影響で、多くの老人クラブの方々であるとか地域の方々、もしくは職場のOBの方々に草取りをしていただいているわけですが、そういった影響の中でいらないということが多くございますので、1人増員をさせていただいた上で対応させていただきたいというようなご提案でございました。

以上でございます。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうからは、感染拡大防止に備えた地域づくり促進事業についてご説明させてい

たきます。

新型コロナウイルス感染症は、全世界の社会生活に大きな影響を及ぼしました。この西和賀も例外ではございませんでした。不要不急の外出を控えたり、マスクの着用が普通になったりというふうに、大きく生活の様式が変化してきております。そこで、今回こういう経験を生かした中で地域の皆さんとこの状況を共有し、今後のまちづくりにおける新たな目標や取組、そういったものを町全体で検討する必要があるなというふうに考えてございます。このことから、感染拡大防止に備えた地域づくり促進事業という形でやっていきたいなというふうに考えてございます。

やり方としましては、ワークショップ形式で町政座談会をするというようなイメージでございます。地域は、できれば各行政区を、29なのですけれども、回りたいなというふうに考えてございますし、そこでいただきましたご意見等は、新しい地域づくりであったり、今後のまちづくりの施策の見直し、そういったものに使っていききたいといいますか、意見を伺っていききたいなというふうに考えてございます。

ひいては、来年には後期の総合計画策定の年になりますので、そちらのほうにも有効に活用していききたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 6次産業の部分ですけれども、大いに進めて、やっぱり地場産品を出すということはいいことだと思うのですけれども、連携という部分では、仕入れの分はきちっともう決まっているとか、一応の構想はあるのかということと、あとあやめ公園とか、総合ということで、大変有意義だと思います。ただ、今までボランティアをやっていた、草刈りしているものに対してやっぱりお金をとということでないですか。そうだとすれば、なかなか問題等起こらないようにしていただければと思います。

あとまちづくりに関して、これまでもずっとまちづくり、地域づくりというのをやってきたわけですが、今コロナだからあえてやるということで、住民としては何かよく分からないのではないのかなと思うのですけれども、その辺はどういう考え方ですか。

議長 企画課長。

企画課長 議員おっしゃるとおり、私どもも実は手探りのような状況でございます。ただ、こういった状況というのは、本当にこの瞬間でないと、みんな感じて、その気持ちを、意見をもらえないのかなという部分もございます。なので、それぞれ開催するに当たっても、アルコールであったり、マスクの着用であったり、そういった部分を配慮しながら、地域の皆さんのご意見を伺いたいなというふうに考えてございます。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 最初の質問にお答えさせていただきます。

仕入れの構想ということでございますけれども、産直の組合のほうを通じてお声がけをさせていただいているということと併せまして、広報紙のほうでも個人として参加していただける農家はありますかということ呼びかけをしております。そういうことで、できるだけ多くの農家の方に参加していただきたいということで呼びかけをしているということでございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 最後になりますけれども、私も給食センターをとるか、そこだけに特化したわけでもないですけれども、住民懇談会をやって、これから財政的に大変なのだとか全町回ったわけですよ。それでおいて、いいものは確かに高いですよ。そのいいものとか、そこをどこらまでやるという予算の考え方というのはどういうことで考えているのか、町として。最近なんか高いとか、いいものはいいでしょうけれども、どうも予算と……予算に対して費用対効果とい

うのはちょっとあれだと思えるのですけれども、どうもその辺がちょっとちぐはぐではないかなと。すごく太っ腹でいいと思うのですけれども、やっぱり財政的に、その辺ある程度のところは抑えておかないといけないのではないかなと思えるのですけれども、その辺は。誰でもいいのですけれども。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんからご指摘のように、厳しい財政の中でどう行政事業を展開していくかという大きな課題がございます。我々としては、よいものをできるだけ少ない予算でもってつくり上げるというのが使命でございますし、またつくったものが、長期的に将来展望に立って、長い間住民のために役に立つということが大事であります。

したがって、そこは絶対この線だからいいとか、悪いとかという線引きは難しいのですけれども、現段階におけるやっぱりいい技術を導入しながら長期的なサービスを供給するというのが将来的な長期間の財政に役に立つだろうということをもって、我々はいろんな施設の検討を専門家の知識を借りながら協議しているところでございます。要は無駄のない事業を執行していくという使命を担ってやっておりますので、ご指導とご理解をいただきたいと思えます。

議長 刈田敏君。

1番 専門というところで、やっぱりかなり問題があると……問題というか、やっぱり専門はプロですから、それなりのいいものは提案してくるでしょうし、受ける側としてはどれぐらいのものだからちょっと分からないと思うのですけれども、その辺はきちっとやっぱり、検討してきた中での今の事業だと思うのですけれども、そういう点はあると思えます。

それで、あと一連の流れの中で、地元が疲弊している部分で、やっぱりほかからということは、町が考えていることとはまた別の意味でいくのではないかなというような気がします。や

っぱり町内のお金を回すような仕組みをきちっとやって、それで技術的にできないのであればその手段をやるとか、そういう形でやらないと、やっぱり大変になると思うのです。予算を、各課からそれなりに来たものをどういう形で現在は集約して予算計上を議会にかけているのか、その辺ちょっと勉強不足で分からないのですけれども、その辺はどういう仕組みになっているのか教えてください。

議長 企画課長。

企画課長 では、私のほうからご説明申し上げます。

毎年度でございますけれども、時系列でちょっとお話をさせていただきますと、11月、10月には来年度に向けて、例えば昨年度であれば、令和元年度であれば令和2年度の基本方針というものを企画課のほうで策定してございます。その中身としましては、総合計画に沿ったものであるものの予算要求はもちろんでございますし、あと中身のそれぞれの施策につきましても、基本方針に、総合計画に沿った形での、柱に沿った形の要求をしていただくような形での要求をしてもらうような基本方針を職員の皆さんに通知をし、12月の頭までには予算要求をしていただいております。

それを受けまして、企画課のほうで要求額を査定していくこととなります。12月から1月の頭にかけて、予算の編成作業というか、査定作業という言い方がいいのか、それぞれ作業を進め、その後各課からヒアリングをさせてもらってございます。もちろん先ほどお話ししましたが、それぞれ総合計画に沿ったものであるか、そういったものを中心に、各課長含め職員の皆さんから重要性、また必要性についてヒアリングをした中で予算をまた詰めていくという形になってございます。

その中身でございますけれども、PDCAサイクルといいますか、きちんと事業を本当にローリングしているかということもござい

で、予算要求の時点では、ちょっと話が戻ってしまいますけれども、去年、令和元年度の予算編成時には、前年度の実績といいますか、決算の状況を見ながらローリングをしてもらって、総合計画をローリングしてもらった中での予算要求という形にさせてもらってございますので、きちんとそれが反映されているのかという部分含めながら、ヒアリングをさせてもらってございます。

あとは、要求額、全てですと七十何億という額になってしまいますので、それを町の予算規模に沿った形での引締めといいますか、絞っていくという形になってございます。

あと収入部分でございますけれども、もちろん交付税というのが大きな部分でございますので、三十数億という形の交付税を頂いていますけれども、予算立てする部分の際には、満額見るのではなくて、ある程度ぐっと抑えた形で全体の予算を縮めていきながら対応させてもらっているということでございます。大きくはそのような形でやっております。

議長 高橋輝彦君。

6番 20ページと21ページの2件でございます。

20ページのほうは、林業振興事業ということで、林産体制強化事業費ですね。コロナ対策ということで、機器の購入ということでございました。コロナによって減収になったところに機械を導入して強化していこうというお話だったのですけれども、どのような機器なのか、作業効率等をお聞きしたいと思います。

それから、21ページ、先ほど先輩議員も質問ありましたけれども、新型コロナウイルス感染症対応宿泊飲食店等の委託料ですね。こちらは、先ほどお話があったように、なかなかもしかすれば町内だけではこなせない部分があるのかもしれない。ただ、定額給付金10万円等ございまして、5億のお金が町内に下りたわけでありまして、これを幾らかでもやはり町内に落とさせていただくようにしていただかなければならない

のだらうと思います。先ほど言ったような心配もある中で、その部分の対策等を取られているのかどうかお聞きしたいと思います。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、私から林産体制強化事業費補助金についてご説明いたします。

これにつきましては、現在新型コロナウイルスの影響で経営が厳しくなっているであろう森林組合さんに対して補助をするものであります。業務改善を図っていただくために、レーザー測量機とデジタルキャリパーという機械を導入することにしておりますが、現在森林整備事業を実施する際に測量が義務づけられております。現在森林組合では旧式の測量機器を使用しているため、非常に効率が悪くなっております。今回レーザー測量機及び木の太さを測るためのデジタルキャリパーという機械を導入することにより、作業効率が現在の半分程度、2倍よくなるというふうに考えていただければよいと思いますが、そういった機器を導入して効率をよくするというところで考えております。導入経費の100%を補助するという予定にしております。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 券の名前ですけれども、にしわが飲食宿泊応援券といった名称で販売する予定にさせていただいておりますが、本日も承認いただければ、観光協会とさらに詰めさせていただく中で進めていきたいというふうには考えておるところではございますが、7月1日の発売に向けてといったことですので、時間が非常にないものですから、既に内部協議と、あと観光協会との連携の中でしっかり話し合いはさせていただいております。

販売方法につきましては、7月1日から4日までの水、木、金、土については集中販売をさせていただきたいというふうに思っております。町内4か所、観光協会のある湯夢プラザは

もとより、湯本の湯田農業者トレーニングセンターであるとか、あと太田老人福祉センター、沢内庁舎の隣になりますけれども、その部分であるとか、川舟地区の公民館でも販売したいというふうに思っておるところでございます。これには観光協会の会員の皆様からお力をいただきまして販売をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

さらに、登録事業者さんについても既にお願いをしているところでございます、ほとんどの方々に登録していただけるというお話も聞いておりますので、宿泊、飲食店、タクシー業の方々、そういった方々の協力を得ながら事業は実施させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

まだ新型コロナウイルス感染症の予防のこともやっぱり念頭に置きながら、まず町内での流通を考えておるところでございます、先ほども若干触れましたけれども、今後はさらに外貨を稼ぐような動きも考えていくべきであろうというふうに考えておるところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 林業に関しては結構でございます。

今の応援券についてであります。行く行くは外貨のほうもというふうな今お話でございましたけれども、まずしっかり5億、先ほども言いましたけれども、5億入ったわけであります。その部分の例えばその5分の1でもしっかり町に落とさせていただくような思い、対策というふうなところをしっかりとすることはすごく大事なのではないかなと思うのです。

西和賀券の発行がありましたけれども、なかなか特定の人だけお使いになっている形だったのかなという形が見えます。なかなか町内全体に浸透しているのかなという、いま一つだったような感じがするのです。全体の方々にしっかり町の状況等をイメージしていただいて、購入しやすいような状況、そしてそれを町内で使うのだというふうな意識づけ、そのようなも

のを考えていかなければ、なかなか内需の拡大にはつながらないのではないかな。内需拡大の大作戦ではないですけれども、そういうふうなものを考えないと、早期に考えないと、なかなか復興は難しいのではないかなと思っておりますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ご提言ありがとうございます。観光商工課におきましては、経済対策については第2弾といったことで、5月の臨時議会においてもご説明をさせていただいたとおり、融資事業に係る取組であるとか、今回はこういった形で、次のステップとして町内の流通喚起を図ってまいりたいといった動きの中で進めておるところでございます。

次も対策については継続させていただきながら考えたいところでございますけれども、例えば商工会さんとも今協議を継続して行っておるところでございますが、改めてのプレミアム商品券の販売事業についても求めているところでございますし、これにつきましては協議中でございますので、確定といったことではございません。

さらに、例えば考えておるところは、ふるさと旅行券的なものも考えておるところでございます、これは岩手県もしくは東北観光機構であるとか、あとは国内においてもG o T oキャンペーンがあるといったことも踏まえながら、合わせ技で町内もプラスして宿泊客等々を増やしていきたい、交流人口を増やしていくことで外貨が稼げるものであろうというふうに考えておるところで、現在検討中でございますので、詳細についてはまだお答えするような状況でございますが、地方交付金が改めて市町村ごとに配分されるというお話を聞いておりますので、そういった中で改めてご提案させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長 審議の途中ではありますが、昼食のため1時まで休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第5号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,229万7,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。

1款1項1目、委託料56万6,000円の増額は、今年度10月稼働を目指し導入作業に入っている

国保事務処理標準システムに係る経費になります。現在使用しています国民健康保険高額療養費管理システムを国保事務処理標準システムに取り込みをするため、そのデータ移行に要する経費等を計上しようとするものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目保険給付費等交付金38万5,000円、5款1項1目一般会計繰入金18万1,000円は、歳出で説明しました国保事務処理標準システムへのデータ移行等経費に財源を充当するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第6号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計補正予

算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,221万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,544万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7 ページを御覧ください。

1 款 2 項 1 目 公共下水道施設管理費の湯田地区分ですが、湯田浄化センターに設置してある汚泥脱水機3基のうち2基に不具合があり、その2基について更新工事をするため、工事請負費として2,221万7,000円を増額するものです。この汚泥脱水機は、污水处理の最終過程において污水に含まれる汚泥を脱水するための機械で、污水处理の中心機器になります。今回3基設置してあるうちの2基について、経年劣化によりスクリー軸が摩耗するなどし、脱水効果が大きく低下しており、下水道事業を安定的に運営していくためにも早急に更新する必要があると判断したものです。

次に、6 ページを御覧ください。6 款 1 項 1 目 一般会計繰入金については、2,221万7,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10 番 浄化センターの汚泥脱水機の更新工事ということでありますが、これは更新計画に基づいた更新工事なのか、それとも3基中2基ということでありますが、突発的な故障等による更新工事なのか、その点についてお伺いしたいと

思います。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、お答えします。

突発的なものということでございます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4 番 突発ということなのですか。先ほどご説明の中で経年劣化というふうなことがありますので、2基あれですけれども、もう一基も危ないのかどうなのか。

また、何年でこういうふうな経年劣化、突発といえば突発でしょうけれども、その辺りの状況をお聞きしたいのですが。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、お答えします。

突発的と申し上げたのは、計画的か突発的かということでしたので、計画的ではないという意味で突発ということでお答えしたものです。

それから、そもそも脱水機の耐久年数ということですが、当然ギアだとか、モーターだとかを使って回転させて脱水するというものですから、大体10年程度ぐらいかなということですが。当然あとは処理量によって大分その年数が変化しますけれども、おおむね10年程度ということと考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4 番 計画からいけばいつになっているのですか。あと沢内のほうでもまた同じようなものがあれば同じようなことが起きてくるので、計画はあるでしょうが、その前に起きれば突発ということね。計画であれば、その計画の年次に予算化するということですか。また、状況によって違うということもあり得ると思いますが、その辺のお考えをお伺いします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 下水道の施設修繕等については、マンホールポンプについては計画的に年次更新をしているところですが、設備の中のもの

のについては、計画というか、実際にはそういうものがなくて、今湯田と沢内の浄化センター、公共下水道は平成15年に供用開始していますから、17年くらい今経過しているところですけども、先ほど申し上げたマンホールポンプ等についても、大体寿命が5年から10年というふうに言われていますので、本来であれば脱水機なんかも……すみません。脱水機の寿命は20年ということでしたので、大変申し訳ありません。訂正したいと思えますけれども、いずれその辺は計画的に今後やっていく必要があるだろうということでは考えておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、処理量によって耐久年が変わるとい性質の機材ですので、その辺はやっぱり臨機応変に対応していくしかないというふうに考えております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第7号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号

令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、収益的収支予算のうち給与費の一部組替えと県派遣医師の人員費相当額の予算計上に係るもので、収入支出ともに1,454万2,000円を増額し、病院事業収益の合計を9億3,361万9,000円とし、病院事業費用の合計では10億1,401万9,000円とするものです。

予算書1ページを御覧ください。第1条では、令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるとし、第2条では収益的収支予算の予定額の補正を行っております。

第3条では、給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を行うものです。

また、第4条は、収益的収支予算に係る一般会計からの補助金の増額を行う改正となります。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。6ページをお開きください。収益的支出予算について説明いたします。1款1項1目の給与費の補正でございますが、当初予算編成時に見込んでおりましたスタッフの体制と実際に4月からスタートしている人員体制に差異が生じており、給料や諸手当の過不足を調整するものです。

7ページ、3目の経費の19節諸負担金は、当初予算編成後に決定された県派遣医師に係る給与費等を岩手県に負担金として支出するものです。

5ページを御覧ください。収益的収入予算につきましては、一般会計からの補助金1,454万2,000円を増額をお願いするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
ありませんか。

(なしの声)

議長 これでは質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和2年度町立西和賀さわうち
病院事業会計補正予算(第1号)についてを採
決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

続いて、日程第11、議案第8号 令和2年度
西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)につ
いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号
令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算(第
1号)について提案理由を申し上げます。

予算書1ページを御覧ください。第1条では、
令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算(第
1号)は、次に定めるところによるものとし、
第2条では収益的支出の予定額の補正を定めて
おり、水道事業費用について、既決予定額4億
1,304万9,000円に87万1,000円を増額し、4億
1,392万円にしようとするものです。

第3条では、職員給与費の補正に伴い、議会
の議決を経なければ流用することのできない経
費の金額を改めるもので、既決予定額3,586万
4,000円に30万3,000円を増額し、3,616万
7,000円にしようとするものです。

6ページを御覧ください。収益的支出につい
てですが、本年4月から会計年度任用職員制度

を実施しておりますが、1款1項1目原水及び
浄水費については、水道事業に従事する作業員
2名分の支払勘定仕訳を変更する必要が生じ、
調整が必要となったものです。報酬444万8,000円
には、時間外勤務手当相当額10万7,000円が含ま
れておりますが、これを給料434万1,000円と
時間外勤務手当10万7,000円に組み替え、費用
弁償9万9,000円を通勤手当に組み替えるもの
です。修繕費については、耳取浄水場及び貝沢
浄水場の引込計器盤の修繕費として87万
1,000円を増額するものです。いずれも屋外に
設置してある電気計器盤が経年劣化により腐食
が激しく、早急に修繕が必要であると判断した
ものです。

3目総係費については、水道事業に従事する
事務職員について、水道作業員同様に調整が必
要となったことから、報酬161万1,000円を給料
に、費用弁償20万4,000円を通勤手当にそれぞ
れ組み替えるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定
くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入
ります。

議案第8号 令和2年度西和賀町水道事業
会計補正予算(第1号)についてを採決
します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

続いて、日程第12、議案第9号 除雪ドーザの取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 除雪ドーザの取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、取得する財産、除雪ドーザ。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1,892万円。
- 4、契約の相手方、岩手県北上市村崎野第15地割233番2、コマツ岩手株式会社花北営業所、所長、成田恵久。

参考までに、納期は令和2年12月25日、指名業者は町外4社、入札は5月27日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 この内容は、異議あるわけではありませんが、ちょっとつかぬことをお尋ねしますが、除雪ドーザは除雪用の仕様になっていると思いますが、昨今物すごい災害とかが考えられまして、町内業者もたくさんおられるわけですが、もし使わなければならないときに、土砂などにも使えるものなのかどうかということをお伺いしたいし、あともう一点は、今回導入後の時期、次に更新しなければならないものがあれば、何年後ぐらいになるのかお尋ねしたいと思います。

議長 建設課長。

建設課長 それでは、私のほうからお答えします。

まず、除雪ドーザが災害とかそういうときに使えるかということになりますけれども、それにつきましては、これは雪寒機械という国の交付金を受けて除雪ドーザとしての購入をしているものですから、基本的にはそういう作業はまずできないこととはなっています。ただ、できないこともないということだけ頭に入れていただきたいというふうに思います。

それから、更新の時期ですけれども、うちのほうは除雪ドーザ、ロータリー、グレーダ等合わせて33台を保有していまして、耐用年数といえますか、更新できる時期というのは12年というふうにまずなっています。単純計算でいうと、11年に3台ずつ更新しなければいけないわけですけれども、ただ予算的なものが苦しいということで、まず1台ずつ更新しているという形になります。ですから、毎年できれば更新していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 除雪ドーザの取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第7回西和賀町議会定例会を開会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 1時27分 閉 会